

令和4年2月10日

保護者の皆様へ

一宮市子ども家庭部保育課
課長 後藤 真一

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育園の運営について（お願い）

日頃から、保育園の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

全国で新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続く中、各地の保育関係施設では感染による休園が続き、一宮市でも同様の状況にあります。

このたび、愛知県が実施区域として指定されている「まん延防止等重点措置」の実施期間が延長（実施期間：令和4年1月21日（金）～3月6日（日））されたことや市内の感染状況も踏まえ、保育園において下記のとおり対応させていただきます。

大切なお子様と保護者の方ご自身を守るためのお願いですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 保育園の運営について

保育料（0～2歳児）の欠席に応じた減額の期間延長

（変更前）：1月21日（金）から2月13日（日）まで

（変更後）：1月21日（金）から3月6日（日）まで

（通常の休園日は、減額の対象にはなりません。）

- ①感染防止の観点から、可能な範囲での家庭内保育や遅い時間での登園、早い時間でのお迎えについて、ご協力をお願いします。
- ②お子様の負担のない範囲でマスクの着用をお願いします。また、お子様に咳や発熱等の症状がある場合は、登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。
- ③保育料は、欠席日数に応じて減額したうえで翌月末に徴収させていただきます。
- ④**3月7日（月）以降は、お休みの日数に応じた減額は行いません**ので、ご注意ください。

2 登園状況の確認について

上記期間の登園予定を確認したいので、「保育意向確認書」に必要事項を記入のうえ、**2月15日（火）までに各園に提出をお願いします。**

※このお知らせ以前から欠席されている等により、「保育意向確認書」の提出が難しい場合には在園する保育園等に電話にて欠席予定日の連絡をお願いします。

※「保育意向確認書」を提出後、予定が変わった場合は、園にご連絡をお願いします。

3 保育園への連絡について

次の対象者の方が、保健所や病院等から感染者または濃厚接触者等と特定された場合には、保育園等へ速やかに連絡をお願いします。

(1)対象者

- ①在園児 ②保護者 ③同居家族（兄弟姉妹、祖父母など）
- ④保護者や同居家族が勤務する会社（同一職場）の同僚や親しい友人等
- ⑤在園児の親しい友人等（在園児が長時間一緒に過ごした人）

(2)保健所や病院等の判断結果

- ①「濃厚接触者の疑い」となった場合
- ②「濃厚接触者」と特定された場合
- ③「PCR検査対象者」となった場合
- ④「感染者(無症状の場合を含む)」と診断された場合

※園児や近親者の方がPCR検査や抗原検査を受け、新型コロナウイルスの感染が心配される場合は、保健所や医療機関の指示に基づく行動をしていただくとともに、登園は控えていただきますようお願いします。

4 保育園等の休園について

保育園等において、在園児または職員で新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、当該保育園等を臨時休園とする場合があります。

<問い合わせ先>

一宮市役所子ども家庭部保育課

(0586) 28-9025 (直通)